



広 報

いいたて

<http://www.vill.iitate.fukushima.jp/>

平成14年

7 JUL
月

No. 465



ササツツ
活力あふれる
リコー・ライフ
いいたて

親のありがたみがわかる事業

子供たちが親元離れ合宿通学

6月2日から老人いこいの家やすらぎで、子供たちが合宿通学をしています。村内の小学生を対象に9泊10日の日程で行われているこの事業は、親元から離れて暮らすことで、子供たちの自立心を養い、親のありがたみをわかってもらおうと村が行っているものです。6月30日から7月9日までには臼石小の子供たち15人が合宿生活をしています。

していますか？ 子供とのコミュニケーション

7月は「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」



夏休みの開放感に注意

学校が夏休みになる7、8月は、その開放感から子供たちが非行に走ったり被害にあったりする機会が増える時期です。

国では、7月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と定めています。夏休みを前に、子供たちを非行から守るため、少年非行の現状と対策について特集します。

平成13年の少年非行

表1・2を見ると県内の平成13年の少年非行はやや減少傾向となっています。ですが、刑法犯少年は3,000人に迫る勢いを見せており、毒劇物法等の特別刑法犯少年は、大幅に増加しています。

原町警察署管内でも、県内同様補導件数は減少傾向ですが、空き巣や忍び込みなどの悪質な窃盗

事件や自動車・オートバイ盗などの危険な乗り物盗事件、ストーリーカーなどの大人がかかわった性非行事案も目立ち、少年非行の実態は大変厳しいものになっています。

増える突然型の犯罪

また、最近は今までの「いい子」だったのに突然重大な犯罪を起こす突然型の少年非行が増えて

います。

目立つ喫煙と深夜はいかい

今度は、平成13年の不良行為少年（原町警察署管内）を見てみると、喫煙が237件と最も多く、次いで深夜はいかいとなっています。他にも飲酒や暴走行為なども目立ちます。特に、夏休みの時期はこれらの不良行為が起きやすい時期といえます。（※表3）

▼表1 平成13年少年の補導状況

		福 島 県 内		原町警察署管内	
		平成13年	平成12年	平成13年	平成12年
非 行 少 年	刑法犯少年	2,417(683)	2,665(784)	78(22)	83(31)
	触法少年	429(140)	491(116)	12(2)	18(1)
	小 計	2,846(823)	3,156(900)	90(24)	101(32)
少 年	特別法犯少年	159(39)	95(39)	2(2)	1(0)
	ぐ 犯 少 年	36(28)	33(21)	2(1)	1(1)
	合 計	3,041(890)	3,284(960)	94(27)	103(33)
不良行為少年		13,599(2,554)	3,241(2,454)	474(94)	884(134)
総 計		16,640(3,444)	16,525(3,414)	568(121)	987(167)

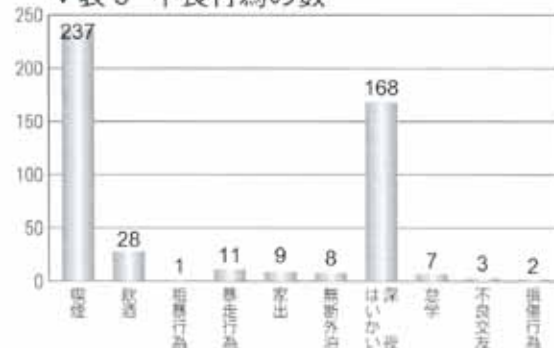
※平成13年少年非行の概況より

()内は女子で内数

▼表2 平成13年初発非行の補導状況（原町警察署管内）

万引き	オートバイ盗	自動車盗	占有離脱物横領	合計
39	2	14	16	71

▼表3 不良行為の数



子供を非行に走らせないために 親子のコミュニケーションを

少年による非行や暴力、いじめなどの問題を防ぐには、何より親子のコミュニケーションが大切です。近年増えている「突然型」の犯罪も、子供たちの危険信号を見逃してしまっ

たためと言われています。親を始め周囲の大人たちに求められているのは、日頃から子供の心にきちんと向き合い、お互いの信頼関係を密にすることです。夏休み前に親子で話し合いの機会を持ち、「正しいことは正しい」と子供たちに教えてあげてください。

気持ちを言葉で表現させることが大切



少年に関する相談は

いじめ110番
フリーダイヤル
0120-795-110
ヤングテレフォンコーナー
024-536-4141



総会のようす(右)と配られた活動の手引き

ご存知でしたか？

飯館村は全戸が子供110番の家です

7月1日、公民館で行われた飯館村防犯協会総会の席で、子供110番の家の委嘱状交付が行われました。

子供110番の家は、子供や女性が行方不明になったとき、近所から声をかけたり、ドライバー等の被害から逃れるために助けを求めたときに一時的に逃れる所や110番してくれる所としてお願い(委嘱)しているお店や家のことで、村では全戸が110番の家になっています。今年全戸に「活動の手引き」が配布されました。

地域ぐるみで子供たちを犯罪から守る体制の一層強化に向け、地域の皆さんのご協力をお願いします。

用語の解説

- ◆犯罪少年
罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
- ◆触法少年
14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
- ◆不良行為少年
保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の理由があって、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする恐れのある少年
- ◆刑法犯少年
刑法に定められた罪を犯した犯罪少年及び触法少年(暴力行為等処罰に関する法律を含み、交通関係の業務上過失致死死傷を除く)
- ◆特別法犯少年
刑法以外の法令に定める罪を犯した犯罪少年及び触法少年(道路交通関連法令違反を除く)